

大分大学医学部附属病院医療技術部の技師長等及び副技師長等選考内規

平成18年10月25日制定

(趣旨)

第1条 この内規は、大分大学医学部附属病院医療技術部細則（平成20年医学部附属病院細則第1-10号）第6条第4項の規定により、大分大学医学部附属病院医療技術部の技師長等及び副技師長等候補者（以下「候補者」という。）の選考に関し、必要な事項を定める。

(選考の時期)

第2条 候補者の選考は、次の各号の一に該当する場合に行う。

- (1) 技師長等又は副技師長等が定年退職するとき。
- (2) 技師長等又は副技師長等から辞任の申し出があり、受理されたとき。
- (3) 技師長等又は副技師長等が欠員となったとき。

2 前項第1号に該当する場合にあっては60日前までに、前項第2号又は第3号に該当する場合にあっては速やかに技師長等及び副技師長等選考委員会（以下「委員会」という。）を設置して、選考を開始しなければならない。

(候補者の資格)

第3条 技師長等候補者となることができる者は、人格識見に優れ、心身ともに健康であり、業務を円滑に遂行するための統率力及び管理能力に優れ次の各号の一に該当する者とする。

(1) 医療系技術職員として十分な経験を有し、当該経験のうち5年以上副技師長等又は主任技師等としての経験を有する者

(2) 前号に定める者と同等の資格、経験を有すると認められる者

2 副技師長等候補者となることができる者は、次の各号の一に該当する者とする。

(1) 前項に規定する技師長等候補者となることができる者

(2) 医療系技術職員として十分な経験を有し、当該経験のうち3年以上主任技師等としての経験を有する者

(3) 前号に定める者と同等の資格、経験を有すると認められる者

(選考方法)

第4条 候補者の選考方法は、原則として公募することとする。

2 病院長は、委員会の選考結果に基づき候補者を決定し、病院運営委員会に報告するものとする。

(委員会の組織)

第5条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 病院長

(2) 医療技術部に所属する職員が配置される中央診療施設、特殊診療施設及び診療科の長

(3) 医療技術部長

(4) 医学・病院事務部長

(5) その他病院長が必要と認めた者 若干人

2 前項第5号の委員は、病院長が指名する。

(委員長)

第6条 委員会に委員長を置き、病院長をもって充てる。

2 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第7条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ議事を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決すると

ころによる。

(委員以外の者の出席)

第8条 委員長が必要と認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(委員会の解散)

第9条 委員会は、当該候補者の選考の終了をもって解散する。

(事務)

第10条 委員会の事務は、医学・病院事務部課総務課において処理する。

(雑則)

第11条 この内規に定めるもののほか、候補者の選考に関し必要な事項は、委員会が別に定める。

付 記

この内規は、平成18年10月25日から実施する。

付 記

この内規は、平成18年11月29日から実施する。

附 則 (平成20年医学部附属病院内規第1-3号)

この内規は、平成20年12月24日から施行する。

附 則 (令和6年医学部附属病院内規第1-2号)

この内規は、令和6年4月1日から施行する。